

【訪問看護・医療保険利用料金表】				
〔訪問看護〕_利用料金（1回につき）				
	料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ（看護師等：週3日まで）	5,550円	560円	1,110円	1,670円
基本療養費Ⅰ（看護師等：週4日以降）	6,550円	670円	1,310円	1,970円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は病後ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合	12,850円			
基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合）	看護師等：週3日まで 5,550円	560円	1,110円	1,670円
	看護師等：週4日以降 6,550円	670円	1,310円	1,970円
基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合）	看護師等：週3日まで 2,780円	280円	560円	830円
	看護師等：週4日以降 3,280円	330円	660円	980円
基本療養費Ⅲ	8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

注）1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。
2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	12,530円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
機能強化型訪問看護管理療養費2		9,500円	
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円	
訪問看護管理療養費		7,440円	
機能強化型訪問看護管理療養費1		月の2日目以降	
機能強化型訪問看護管理療養費2			
機能強化型訪問看護管理療養費3			
訪問看護管理療養費			

【各種加算】			
項 目	利用料金（単位：円）	項 目	利用料金（単位：円）
1. 難病等複数回訪問加算（1日2回）※	4,500 円	14. 退院時共同指導加算	8,000 円
2. 難病等複数回訪問加算（1日3回以降）※	8,000 円	15. 退院支援指導加算	6,000 円
3. 24時間対応体制加算	6,400 円	16. 在宅患者連携指導加算	3,000 円
4. 緊急訪問看護加算（1日につき）	2,650 円	17. 乳幼児加算（1日につき）	1,500 円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000 円	18. 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000 円	19. 複数名訪問看護加算／看護師等（週1日）※	4,500 円
7. 特別管理加算	2,500 円	20. 複数名訪問看護加算／准看護師（週1日）※	3,800 円
8. 特別管理加算（別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者）	5,000 円	21. 複数名訪問看護加算／看護補助者（週3日）※	3,000 円
9. 訪問看護情報提供療養費（1月につき）	1,500 円	22. 複数名訪問看護加算／看護補助者（1日複数回）	1日1回：3,000円 1日2回：8,000円 1日3回以上：10,000円
10. 訪問看護情報提供療養費2（1月につき）	1,500 円	23. 早朝・夜間訪問看護加算	2,100 円
11. 訪問看護情報提供療養費3（1月につき）		24. 深夜訪問看護加算	4,200 円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	25. 特別管理指導加算	2,000 円
13. 長時間訪問看護加算	5,200 円		

実費項目 （一回につき）	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき200円（外税）
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（公共の交通機関使用）	実費
	駐車許可証の交付が認められない場合の駐車場代（自動車・自動二輪車使用）	実費
	実施記録の複写物交付	1枚につき20円（外税）
	週間予定外の代替訪問（週間予定外の祝日の訪問や家族都合等）	訪問看護料金＋2000円（外税）
	死後の処置料（指定訪問看護と連続して行う場合） ※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスになります。	15,000円
	おむつ代・エンゼルケアセット費用は原則として利用者様のご用意となります。 （不足・緊急時・実費負担になります）	
	訪問看護時間が90分を超えた場合（保険適用とならない場合）	2,500円（外税）／30分毎

【支払方法及び留意事項】	
利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割から3割がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担となります。※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が3割負担となることがあります。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、すみやかに事業所までご連絡下さい。サービス利用日の前日21時を過ぎてキャンセルされる場合は不要です。 当日訪問までのご連絡は全額請求します。 訪問予定1時間前以降は全額キャンセル料がかかりますのでご注意ください。 ※緊急な入院などの事情についてはキャンセル料を頂けません。 領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管してください。
支払証明書	領収書を紛失された場合は、支払証明書100円（外税）にて発行いたします。
予定日以外での訪問	利用者様またはご家族様の希望による予定日以外の訪問につきましてスタッフの勤務・訪問件数などの状況によりお断りさせて頂く場合がございますがご了承ください。

利用者の状態	
訪問看護を行う利用者は、状態によって特別管理加算の算定額が異なります。	
利用者の状態	特別管理加算
・在宅慢性腫瘍等患者指導管理を受けている状態にある者 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレを使用している状態にある者 ・留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000円/月
・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者 ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者 ・人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者 ・真皮を越える褥瘡の状態にある者	2,500円/月
①NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度 ②DESIGN-R分類D3,D4,D5 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	